

羽咋市復興公営住宅 2次募集のご案内（入居本申込）

令和6年能登半島地震により被害に遭われた市民の皆様に、心からお見舞い申し上げます。
昨年、本申込の受付を行いました。今回、2次募集を行います。ご希望される方は、期間内に本申込書をご提出ください。なお、**申込が多い場合は抽選となります**ので、ご了承ください。

※ 入居を希望されない方は、申込の必要はありません。



申し込み受付期間 及び 受付窓口

受付期間 令和8年3月2日（月）～令和8年3月19日（木）

受付時間 土日祝除く平日・午前9時～午後4時

受付場所 羽咋市役所2階 住まいの支援窓口

※上記の時間帯での来庁が難しい方は、下記までご相談ください。

<お問い合わせ先> お気軽にお問い合わせください。

羽咋市 産業建設部 地域整備課 都市計画係
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地・市役所2階
TEL 0767-22-9645（直通）
土日祝除く平日・午前8時30分～午後5時15分



羽咋市公式
ホームページ

1 復興公営住宅とは

復興公営住宅（災害公営住宅）とは、災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、低廉な家賃で賃貸する公営住宅です。

2 入居要件について

入居の申し込み対象となる世帯は、下記の要件すべてを満たす世帯です。

- (1) 令和6年能登半島地震により羽咋市内で居住していた住宅を失った世帯
- (2) 被災証明書の判定が「全壊」の世帯
または、「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」で住宅を解体した世帯
- (3) 居住できる家を所有していない世帯
- (4) 被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請（受給）していない世帯
- (5) 暴力団員がいない世帯

※ 単身世帯の方でも年齢を問わず入居可能です。

3 提出書類について

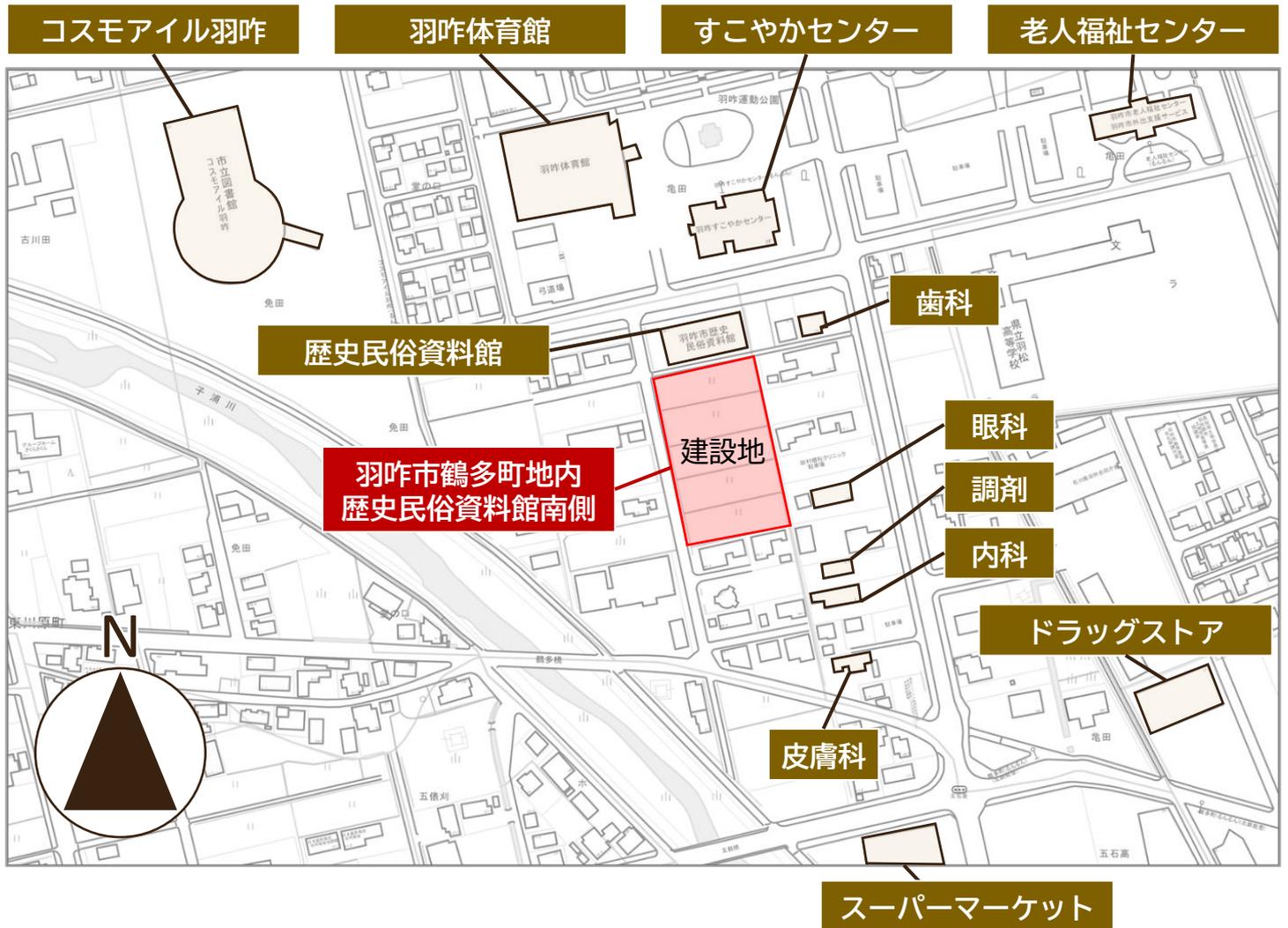
申し込みの際は、①に必要事項を記入の上、②以降の添付書類とあわせて提出してください。

No.	種類	備考
①	羽咋市復興公営住宅入居本申込書	同封の用紙にご記入ください。 (市ホームページからもダウンロード可能)
②	被災証明書	※紛失した場合、市役所1階税務課で再発行できます。(無料)
③	被災した住宅を解体したことがわかるもの ※解体証明書、解体撤去完了通知書 又は滅失登記簿謄本の写し	※紛失した場合、解体証明書及び解体撤去完了通知書は市役所2階生活安全課まで
④	(障害者手帳をお持ちの場合) 障害者手帳の写し	※該当者のみ
⑤	(介護保険証をお持ちの場合) 介護保険証の写し	※該当者のみ
⑥	住民票の写し (入居者全員、続柄記載のもの)	※市役所1階市民窓口課まで ②を提示することで交付手数料免除
⑦	所得課税証明書 (18歳以上の入居者全員、最新年度のもの)	※市役所1階市民窓口課又は税務課まで ②を提示することで交付手数料免除

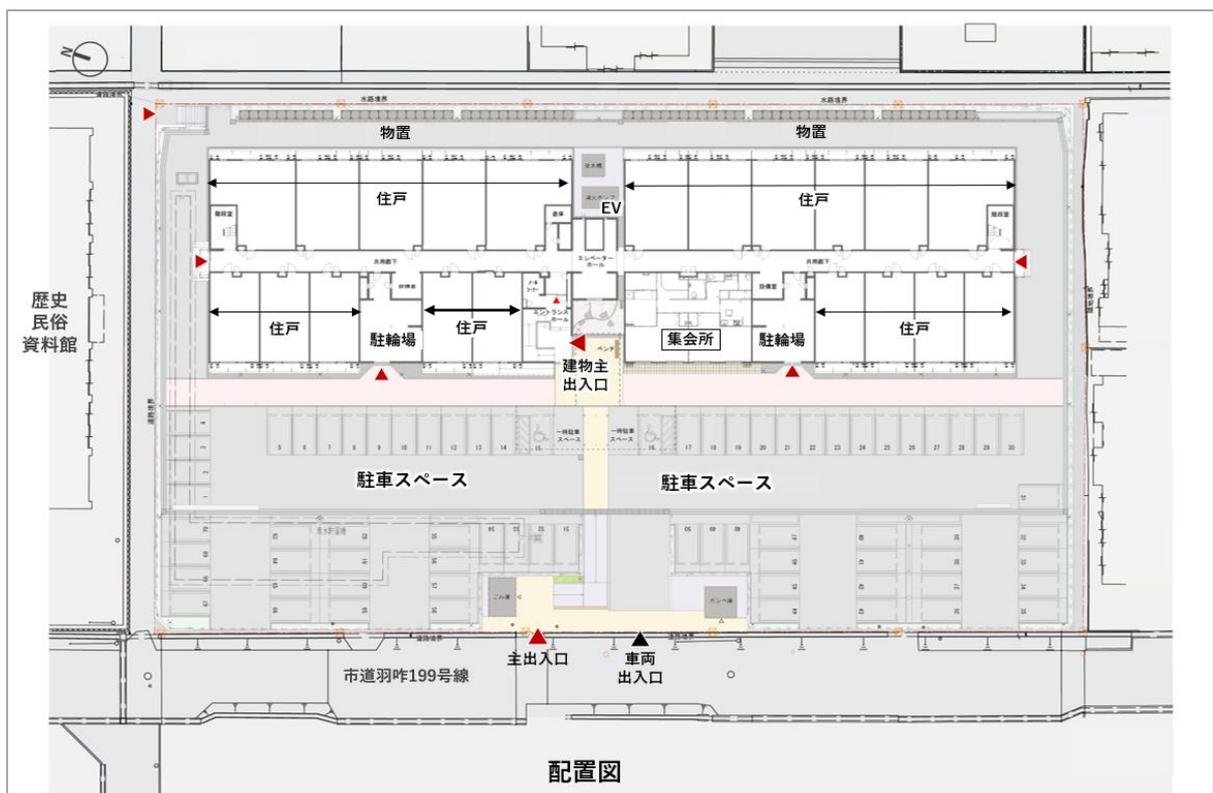
※⑥・⑦ コンビニ交付の場合、交付手数料免除の対象外となりますので、ご注意ください。

4 建設地について

本市復興公営住宅は、下記の建設地で整備しています。（令和8年9月完成）



建設地の建物・駐車場等の配置予定図は下記のとおりです。



5 戸数・間取り等について

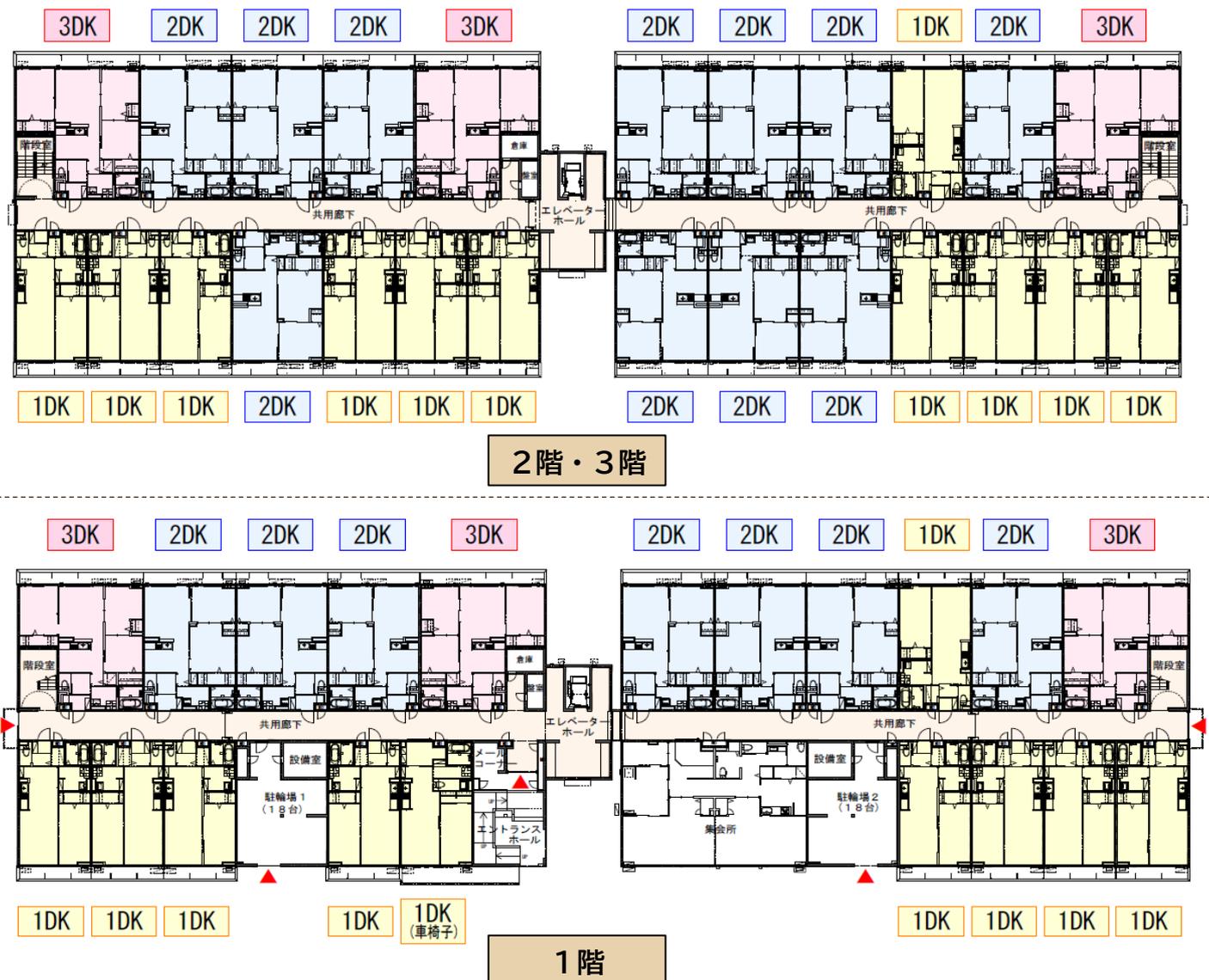
- 【構造規模】 鉄骨造3階建て（エレベーター1基）
 【整備戸数】 70戸、集会所1か所
 【附帯施設】 駐車場70台（内、障害者用2台）、一時駐車スペース2台、
 駐輪場36台、外部物置（70か所）、ごみ置場、受水槽、ボンベ庫

【間取りについて】

- ・間取りについては、本申込を基に決定します。
- ・入居する部屋の配置は、入居内定後に抽選会を実施する予定です。

間取りタイプ	募集戸数	整備戸数	世帯人数	戸当たり面積
1DK	7戸	32戸	1～2人向け	約45㎡
2DK	5戸	29戸	1～3人向け	約58㎡
3DK	0戸	9戸	2人以上向け	約66㎡

部屋の平面図



間取り例は下記のとおりです。（部屋によって向きや配置、広さ等の違いがあります。）



6 家賃について

復興公営住宅の家賃は、通常の市営住宅と同様に、入居世帯の収入や、住宅の規模・立地等によって設定されます。世帯の収入は、「★政令月収」として算出します。入居後の家賃は、前年の所得や住宅の経過年数等により毎年見直されます。（※入居後3年間は家賃無料）

■政令月収と家賃について

（単位：円）

一般世帯	裁量世帯※2	収入分位	世帯の収入 (★政令月収)	家賃（令和8年度）				
				1DK		2DK		3DK
				1DK-1	1DK-2	2DK-1	2DK-2	3DK
本来入居世帯	本来入居世帯	1	104,000円以下	15,600	15,700	19,900	20,000	22,900
		2	104,000円超～ 123,000円以下	18,000	18,100	23,000	23,100	26,500
		3	123,000円超～ 139,000円以下	20,600	20,700	26,300	26,400	30,300
		4	139,000円超～ 158,000円以下	23,300	23,400	29,700	29,800	34,100
収入超過世帯	収入超過世帯	5	158,000円超～ 186,000円以下	26,600	26,700	33,900	34,100	39,000
		6	186,000円超～ 214,000円以下	30,700	30,900	39,100	39,300	45,000
	収入超過世帯	7	214,000円超～ 259,000円以下	35,900	36,100	45,800	46,000	52,700
		8	259,000円超～ 313,000円以下	41,400	41,700	52,800	53,100	60,800
高額所得者※1			313,000円超～	41,400	41,700	52,800	53,100	60,800

※1 高額所得者とは、5年以上入居し、最近2年間の政令月収が313,000円超の世帯

※2 裁量世帯とは、以下のいずれかに当てはまる世帯

- ・【障害者世帯】障害者のいる世帯
(身体1～4級、精神1～3級、知的A～B(軽度を除く)のいずれか)
- ・【高齢者世帯】入居者全員が60歳以上の世帯
又は、入居者が60歳以上と18歳未満の者だけの世帯
- ・【子育て世帯】小学校就学前の者がいる世帯

★政令月収の求め方について

- ① 収入の種類別（給与・事業・年金）に所得金額を計算します。
- ② 各自の総所得額を計算します。
- ③ 世帯の中の収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算します。
- ④ 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12ヶ月で割って政令月収額を計算します。

$$\boxed{\text{政令月収}} = \left(\boxed{\text{A 所得金額}} - \boxed{\text{B 控除額}} \right) \div 12$$

（世帯人数や所得に応じた世帯ごとの家賃イメージ）

世帯人数	世帯構成イメージ	収入分位	家賃の目安
1人	アルバイト収入の単身者 （世帯年収・約200万円）	1	（1DK） 約15,600円/月
2人	年金収入の夫婦 （世帯年収・約300万円）	1	（2DK） 約19,900円/月
3人	片働きの夫婦+子ども1人（未就学児） （世帯年収・約440万円）	5	（2DK） 約33,900円/月
4人	共働きの夫婦+子ども2人（中高生） （世帯年収・約600万円）	7	（3DK） 52,700円/月

【“一定以上の収入”がある世帯の家賃について】

入居から3年経過後、“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者）の家賃は、近傍同種家賃※3（現時点での目安：月額13～19万円程度）に、段階的に引き上げられます。
また、入居から5年経過後、高額所得者に認定されると、明け渡し義務が発生します。本申込時に、添付書類を基に、“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者）に該当するかどうかを確認いたします。

（※3 近傍同種家賃とは、国が別で定めた算出方法で計算された家賃）

7 注意事項について

- (1) 入居後は、家賃（P 6～7 参照）のほか、光熱水費や自治会費等をご負担いただきます。駐車場代については、入居内定後、ご案内予定です。
- (2) 入居時に、敷金（家賃の3か月相当額）の納付が必要となります。
- (3) 入居本申込書には、連帯保証人欄の記入が必要となります。
- (4) 復興公営住宅は、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃貸）の対象とはなりません。
- (5) 駐車場は、1世帯当たり1台までとなります。
- (6) 種類に関係なくペットの飼育は禁止です。また、一時的な預かりも禁止です。
- (7) 次のものは、必要に応じて各自で設置していただく必要があります。
 - ・住戸の照明器具（居室及びダイニング）
 - ・IHクッキングヒーター（ガスコンロ不可）
 - ・エアコン
 - ・カーテン
- (8) 入居者の皆さんが共同で維持管理・運営を行うため、必ず自治会に入会をお願いします。
- (9) 町会への加入は原則ありませんが、希望される方は個別に町会に申し出てください。
- (10) その他不明な点等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。
地域整備課 都市計画係 ☎ 0767-22-9645

8 今後の予定について

令和8年春頃 入居内定及び通知発送（※部屋決めは内定後案内予定）



令和8年9月 復興公営住宅完成



令和8年10月～ 入居開始

9 復興公営住宅入居にあたっての転居費等支援について

被災された方が、**応急的住まい**(※)から転居等をする際の費用を助成します。(※応急的住まい…応急仮設住宅(建設型、賃貸型)、公営住宅、民間賃貸住宅、親戚・知人宅等)

- **支給対象**（次のいずれかに該当する方）
 - ・半壊以上のり災証明の交付を受けた方
 - ・長期避難世帯、敷地被害解体世帯
 - ・応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅入居者で供与期間内に退去した方
- **申請期限**
入居した日から6か月以内

●補助金額(入居完了後)

- (1) **引っ越し時の転居費助成**
恒久的住まい(自宅、民間賃貸等)への引っ越し費用
一律10万円
- (2) **公営住宅への入居費助成**
公営住宅入居の際の初期設備費用 (IHクッキングヒーター等)
一律10万円

問合せ先 住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196